

不定期刊行物

## 翔べ、優駿

(第 31 号)平成 21 年 1 月 1 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

### 新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

世の中は100年に一度の不況とかで、期間社員の雇い止めや内定取り消しのニュースが絶えません。我が家でも、就職が内定している大学4年の長男翔が、内定取り消しになりはしないかと、怯えるている毎日です。早く時が過ぎて、長男翔が無事就職できるよう、時間の流れが加速しないかと願うばかりです。また、現在、大学3年の長女優は、これまた大不況の影響で、就職に苦勞しております。政府の経済対策がまぐれ当たりして、不況から早く脱出できるよう祈るばかりです。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

### 不動産登記の申請方法について

平成17年3月7日に私たち司法書士の最大の飯の種である不動産登記法が大改正されてから、もうすぐ4年になろうとしています。この改正はインターネットを利用したオンライン申請に対応するためのものでした。それまでの登記申請方法では、当事者出頭主義が採られており、申請人またはその代理人が法務局の窓口へ申請書を持って行かなければなりません。これは、不動産の売買などの場合に、売主と買主を登記に関与させることによって、間違った登記が行われることを防止するためでした。しかし、世の中はインターネット時代に突入し、日本国政府はe-JAPAN計画なるものと策定し、電子政府を実現することにしました。そこでは各種申請がインターネットを通じて行うようになりました。このため登記申請もインターネットによるオンライン申請をすることになり、

法務省は従来の当事者出頭主義を捨てざるを得なくなりました。しかし、全ての国民や司法書士がオンライン申請に対応できる訳ではありませんので、①インターネットによるオンライン申請の他、従来の②紙の申請書を法務局へ持参する申請も残されました。その上、当事者が法務局の窓口に出向く必要がないのですから、③紙の申請書を郵送する方法も認められるようになりました。

この当事者出頭主義の廃止により、私たち司法書士の活動領域が大きく変わりました。従来は、登記を申請する法務局へ直接、出かけなければなりませんでしたが、事実上、事務所の近くの法務局へ申請する登記しか扱うことができませんでした。しかし、当事者出頭主義の廃止により、日本中、どこの法務局へでも申請することが可能になり、今や事務所の所在地に関係なく、全国の法務局への申請ができるようになりました。逆に言えば、登記を依頼する側では、不動産所在地ではなく、自分の近くの司法書士に依頼できるようになったということです。身近な司法書士をご活用下さい。

## 創立20周年記念事業について

翔べ、優駿30号でもお伝えしましたが、本年10月2日をもって当事務所は開業満20年を迎えます。そこで、20周年記念事業として山口線の徒歩による踏破することにしたしました。もちろん、益田駅から新山口駅までを一気に踏破できれば、それが一番いいのですが、仕事を抱えている私には、それだけの時間が取れませんので、何日かに分割して行うことになりました。例えばX日にA駅からB駅まで、Y日にB駅からC駅までといった具合に、区間を分けて踏破し、最終的に新山口駅まで歩こうという計画です。(仕事が忙しいというのは実は口実で、本当は、年を取って、それだけの体力がなくなったからに他なりません。)

なぜこのような馬鹿なことを思いついたかについて説明しましょう。以前の私は、休みの日には時々、山に登っておりました。それが、ここ2～3年は、仕事が本当に忙しくて、休止しておりました。しかし、今年になって少し時間が取れるようになったので、メタボ解消に向けて、再び山に登ろうかとも思いましたが、里にまで熊が現れて人を襲っているというニュースを聞くにつれ、恐怖心が先に立って、到底、自ら熊の領地へ踏み込むなどできないと恐れをなしてしまいました。それでも運動不足は何とかしなければならないと思っておりましたので、熊の出没しない町中の道を歩くことにしました。ただ、何の目的も無しに歩くのはつまらないと思い、鉄道線路に沿って日本を一周しようかなどと誇大な妄想を抱いてしまいました。何故、鉄道線路に沿うかと言うと、駅毎に区切りがあり、また町もありますので、疲れたら休んだり、食事をしたり、泊まることもできるからです。

そして、平成20年9月29日9時42分、山陰本線に沿って、益田駅を出発して松江方面へ歩こうと思い、家を出て、歩いて益田駅へ向かいました。ところが、およそ10分も歩いた頃、年老いた私には日本一周など、到底実行不可能な、とてつもなく無謀な計画

であることを悟りました。そこで全長100kmに及ばない山口線なら私にもなんとかなるのではないかと考え、山口線を踏破するという安易な小計画に変更することにしました。

しかしながら、この時点においても創立20周年記念事業などということは思いもしていませんでした。ところが、前回配布した、翔べ、優駿（30号）を制作中に本年が20周年であることに気が付き、山口線踏破小計画を創立20周年記念事業とすることに決定いたしました。

これが当事務所創立20周年記念事業が決まったいきさつです。具体的な進行状況については、後日、報告します。